|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ビジョン(基本方向) | | | 細事業名 | 事業内容 | 事業実施主体 | 採択要件 | 実施基準等 | 補助率 | 担当課 | 担当班 |
|  | ビジョン(施策項目) | |
|  |  | ビジョン(推進方策) |
| 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開 | | | 産地競争力強化総合対策事業（推進事業・特用作物） | １協議会の開催  ２行動計画の作成  ３調査の実施  ４実証・試験の実施  ５技術の普及  ６担い手育成活動  ７啓発活動 | 市町、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、農業協同組合、農業を営む法人、農業者の組織する団体、兵庫県農業協同組合中央会、知事が特別に認める団体 | １受益農家が３戸以上であること  ２右欄に定める実施基準を満たしていること | １　共通  (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の補助の対象外とする。  (2) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。  (3) 事業内容欄の④実証・試験の実施、⑤技術の普及、⑦啓発活動にあっては、必要最小限の施設、機械等を借り上げることができるものとする。  (4) 主要農産物種子については、原原種ほ及び原種ほの設置及び管理運営、ほ場及び生産物の審査、地域条件に適した優良な品種を決定するための試験等に要する経費は補助の対象外とする。  (5) 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合、受益農家の経営安定を図るため、農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう。以下同じ。）等に加入できるよう、兵庫県農業共済組合（以下、共済組合）から説明を受けることとする。また、そのために個人情報を県が共済組合に提供すること及び共済組合が当該情報を保険等への加入推進に利用することに同意するものとする（既に加入済みの場合は除く）。  ２　協議会の開催  　 県、市町、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内でリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施できるものとする。  ３　行動計画の作成  行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施できるものとする。  ４　調査の実施  農産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。  (1) 調査の実施にあたり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。  (2) 調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。  ５　実証・試験の実施  (1) 新技術の実証、新品種の導入等の実証、試験を実施することができるものとする。  (2) 事業終了後は成果の周知・普及に努めるものとする。  (3) 実証、試験の実施に係る作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借上料金、資材(事業実施地区において一般に生産に施用されている肥料等は除く。)の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録に要する費用等は経費に含むことができるものとする。  (4) 実証、試験に係る廃棄物処理経費は補助の対象外とする。  ６　技術の普及  技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、生産・経営情報システムの整備、原種ほ等の設置、販売体制の確立に向けた人材育成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施できるものとする。  ７　担い手育成活動  担い手の農業経営改善のための、研修会や個別相談、経営コンサルティングを実施できるものとする。  ８　啓発活動  普及啓発、情報提供活動及び情報提供システムの整備等により啓発活動を実施できるものとする。  ９　生産再開活動  　　ウメ・モモ等の苗木、母樹及び盆栽類の新規植栽による生産再開活動を実施できるものとする。  (1) ウメ・モモ等とは、サクラ属植物（サクラ節を除く）のウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、プルーン等をいうものとする。  (2) 苗木とは、穂木その他繁殖の用に供される植物をいうものとする。  (3) 母樹とは、繁殖の用に供される穂木を採取することを目的として栽培される植物をいうものとする。  (4) 盆栽類とは、鉢植えの状態で栽培され、苗木又は母樹として使用しない植物をいうものとする。 | 1/2以内 | 農産園芸課 | 花き果樹班 |
|  | ２．多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開 | |
|  |  | ①本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開 |
|  |  |  | 産地競争力強化総合対策事業（推進事業・果樹） | 同上 | 同上 | 同上 | 1/2以内 | 農産園芸課 | 花き果樹班 |
|  |  |  | 産地競争力強化総合対策事業（推進事業・花き） | １～７ 同上  ８　生産再開活動 | 同上 | １～２ 同上  （以下、事業内容８のみ）  ３　ウメ輪紋病により被害が発生した地域であること | 1/2以内  事業内容８のみ定額（ただし、上限400円/本とする） | 農産園芸課 | 花き果樹班 |
|  |  |  | 産地競争力強化総合対策事業（推進事業・土地利用型作物） | １協議会の開催  ２行動計画の作成  ３調査の実施  ４実証・試験の実施  ５技術の普及  ６担い手育成活動  ７啓発活動 | 市町、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、農業協同組合、農業を営む法人、農業者の組織する団体、一般社団法人兵庫県青果物価格安定資金協会、兵庫県農業協同組合中央会、知事が特別に認める団体 | １受益農家が３戸以上であること  ２右欄に定める実施基準を満たしていること | 1/2以内 | 農産園芸課 | 農産班 |
|  |  |  |
|  |  |  | 産地競争力強化総合対策事業（推進事業・そば、雑豆） | 同上 | 同上 | 同上 | 1/2以内 | 農産園芸課 | 農産班 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ビジョン(基本方向) | | | 細事業名 | 事業内容 | 事業実施主体 | 採択要件 | 実施基準等 | 補助率 | 担当課 | 担当班 |
|  | ビジョン(施策項目) | |
|  |  | ビジョン(推進方策) |
| 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開 | | | 環境保全型畜産確立推進事業（  団体補助） | １研修会の開催  ２検討会の開催・調査  ３普及啓発 | 公益社団法人兵庫県畜産協会 | 右欄に定める実施基準を満たしていること | １ 事業実施主体は、畜産環境保全のための技術者養成や堆きゅう肥の利用促進を図るため、以下の取り組みを実施すること。  (1) 研修会の開催  畜産環境保全のための技術指導者を養成するための研修会を実施できるものとする。  (2) 検討会の開催・調査  堆きゅう肥の流通促進を図るための検討会の開催及び調査であることとし、調査の実施にあたり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。  (3) 普及啓発  畜産環境保全、堆きゅう肥利用促進のための普及啓発活動を実施できるものとする。 | 定額 | 畜産課 | 酪農養鶏班 |
|  | ３．需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化 | |
|  |  | Ⅴ高品質な堆肥の生産と広域流通・耕畜連携の推進 |
|  | ２. 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開 | | 担い手育成総合支援事業 | １担い手育成支援事業  研修会の開催等担い手育成に必要な活動  ２農業経営改善指導マネージャー設置事業  農業経営改善指導マネージャーを設置し、法人化や農業経営改善計画達成に向けた指導体制を整備  ３ 公益社団法人ひょうご農林機構参事（担い手育成担当）等設置事業 | １公益社団法人ひょうご農林機構  ２公益社団法人ひょうご農林機構  ３公益社団法人ひょうご農林機構 | 右欄に定める実施基準を満たしていること | １　事業の実施にあたっては、対象とする担い手を明確化すること  ２　事業の一部又は全部を公益社団法人ひょうご農林機構から当該協議会等を構成する機関・団体等へ委託することができるものとする。  ３　事業内容の欄の１～３の個別の実施基準等については、別紙1「担い手育成総合支援事業の実施について」の１～３によるものとする。 | 定額 | 農業経営課 | 担い手対策班 |
|  |  | Ⅱ次代を担う経営力の高い担い手の育成 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ビジョン(基本方向) | | | 細事業名 | 事業内容 | 事業実施主体 | 採択要件 | 実施基準等 | 補助率 | 担当課 | 担当班 |
|  | ビジョン(施策項目) | |
|  |  | ビジョン(推進方策) |
| 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開 | | | 新規就農総合対策事業 | 就農相談対策事業  １就農の促進  ２就農支援資金償還事務  ３青年農業者育成指導 | 公益社団法人ひょうご農林機構 | 右欄に定める実施基準を満たしていること | 就農相談対策事業  　事業の実施にあたっては、本県農業・農村の担い手となる青年農業者や新規就農者等を育成・確保するための中心的役割を担える推進体制が整備されているとともに、関係機関との連携体制が図られていること。  １ 就農の促進  　 就農希望者に対する就農相談、新規就農者の確保を促進する事業のほか、新規就農に必要な就農関連情報の提供・収集を行うための事業を実施することができるものとする。  ２ 就農支援資金償還事務  　 就農支援資金の円滑な償還を図るための事業を実施することができるものとする。  ３ 青年農業者育成指導  　 青年農業者の育成を図るための指導を行う。 | 定額 | 農業経営課 | 担い手対策班 |
|  | ２. 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開 | |
|  |  | Ⅱ　次代を担う経営力の高い担い手の育成 |
|  |  |  | 新規就農駅前講座等推進事業 | 新規就農駅前講座 | 公益社団法人ひょうご農林機構 | 同上 | 新規就農駅前講座  サラリーマン等が現在の職業を続けながら就農に必要な農業の基礎知識を習得できる講座を開催することとし、講座の開催にあたっては、多数の者が参加できるよう広く広報を行うこととする。 | 定額 | 農業経営課 | 担い手対策班 |
|  |  |  | 若手地域農業リーダー育成研修事業 | 若い地域農業リーダーとなる候補者等を海外に派遣 | 公益社団法人ひょうご農林機構 | 同上 | １ 研修生は、農業後継者（45歳未満）、県立農業大学校の学生、県立高等学校の農業に関する学科等に在学する生徒から選考することとする。  ２ 必要に応じて、事業効果を高めるための事前研修を行うこととする。  ３ 海外派遣研修の期間は、10～14日程度とする。  ４ 海外派遣研修後は、実績報告等をまとめることとする。  ５ 事業実施主体は、関係機関で組織する実行委員会を組織することができる。  ６ 事業実施主体は、実行委員会に事業を委託することができる。 | 定額 | 農業経営課 | 担い手対策班 |
|  | ３．需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化 | | 「ひょうごの酪農」生産力アップ推進事業 | １導入  ２雌判別精液利用  ３受精卵利用  ４個体能力検定システムの活用 | 酪農農業協同組合等 | 右欄に定める実施基準を満たしていること | １　導入対象牛の条件  　以下のいずれかの条件を満たすこと  (1) 対象牛の牛群検定成績（初妊牛の場合は、母牛の牛群検定成績）の乳量が概ね１２千kg以上であること。  (2) 対象牛の父牛は、（社）家畜改良事業団が定める種雄牛ランキング上位４０位以内の種雄牛または同等の能力を有する種雄牛であること。  ２　雌判別精液の条件  （社）家畜改良事業団が定める種雄牛ランキング上位４０位以内の種雄牛または同等の能力を有する種雄牛から作出されたものであること。  ３　受精卵の条件  　　以下の(1)(2)のいずれかの条件を満たし、かつ (3)の条件を満たすこと  　(1)ペアレンツアベレージ（PA）、またはゲノミック評価法による総合指数  　　　または泌乳成績が推定できる乳用雌牛から採卵されたもの  　(2)(1)と同等の能力を有している乳用雌牛から採卵されたもの  　(3)（社）家畜改良事業団が定める種雄牛ランキング上位４０位以内の種雄牛  　　　または同等の能力を有する種雄牛から作出されたものであること。  ４　農業保険等に係る要件  受益酪農家の経営安定を図るため、農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう。以下同じ。）等に加入できるよう、兵庫県農業共済組合（以下、共済組合）から説明を受けることとする。また、そのために個人情報を県が共済組合に提供すること及び共済組合が当該情報を保険等への加入推進に利用することに同意するものとする（既に加入済みの場合は除く）。 | 定額 | 畜産課 | 酪農養鶏班 |
|  |  | Ⅲ牛乳・乳製品の生産基盤強化 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ビジョン(基本方向) | | | 細事業名 | 事業内容 | 事業実施主体 | 採択要件 | 実施基準等 | 補助率 | 担当課 | 担当班 |
|  | ビジョン(施策項目) | |
|  |  | ビジョン(推進方策) |
| 「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実 | | | 地域直売所整備促進事業 | 直売所向け生産活動の強化及び地域での簡易な直売施設等整備に対して助成を行う。  １生産力強化支援事業  　直売所向け生産活動に必要な機械や資材等の導入に対する助成  ２直売施設等整備事業  　直売活動に必要な簡易な施設及び備品の整備等に対する助成 | １生産力強化支援事業  (1)農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人  (2)直売所開設者（市町、農業協同組合等）  ２直売施設等整備事業  (1) 市町、市町が出資する法人等  (2) 協議会〔生産者（農業協同組合、農業生産法人、大規模農家等）、都市部直売関係者（野菜小売商、商店街等）等で構成すること（少なくとも生産者及び直売関係者が構成員であり、代表者及び組織の運営等を定めた規約等を有していること。）〕  (3) 農業協同組合、漁業協同組合  (4) ＮＰＯ法人  (5) 農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人  (6) 自治会等 | 右欄に定める実施基準を満たしていること | １　共通  (1) 都市部とは、次の地域とする。  ア 政令指定都市（神戸市）、中核市（姫路市、尼崎市、西宮市）、特例市（宝塚市、明石市、加古川市）の全域  イ ア以外の地域のＤＩＤ地域とする。  (2) 事業実施主体は、宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。  (3) 事業実施主体は代表者を定め、また、組織の運営等を定めた規約等を有すること。  （4）本事業の補助対象者（受益農業者）は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして農業保険（農業経営収入保険及び農業共済をいう。以下同じ。）等への加入に努めること。  また、本事業の完了前１年以内に、兵庫県農業共済組合から農業保険の加入について個別に説明を受けること。ただし、農業経営や保険等の加入の状況、整備する財産の内容等から、加入を促すべき農業保険の保険商品がないと兵庫県農業共済組合が認める場合は、この限りでない。  　本事業により農業共済に加入できる財産を取得し、又はその効用を増加させる場合にあっては、当該財産について、農業共済又は他の損害保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への加入がなされるものであること。  また、当該財産の処分制限期間において加入が継続されるものであること。  ２　生産力強化支援事業  (1)最低３年間は直売所へ出荷すること。  (2)本事業の実施により、新たに直売所へ出荷する、または直売所への出荷拡大等（生産量の拡大、出荷期間の延長、新規品目の導入、品質の向上）が見込まれること。  (3)直売所開設者が事業主体の場合は、生産者へのリース事業としての取組であること。  (4)直売所開設者が事業主体の場合は、販売額のうち県産品の占める割合が80%を超える直売所であること。  (5)事業実施主体は、事業を活用した直売所への出荷割合等の目標達成状況について、事業完了年度の翌年度から３年間毎年度、県の求めに応じて報告すること。  (6)補助上限額 500千円  ３　直売施設等整備事業  (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本事業の補助対象とならない。  (2) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。  (3) 直売所で販売する農林水産物・加工品の安全安心対策が講じられている、または、この事業を機に講じること。  (4) 事業実施主体は、事業を活用した直売所の販売額等の目標達成状況について、事業完了年度の翌年度から３年間毎年度、県の求めに応じて報告すること。  (5) 助成対象  〔直売活動に必要な簡易な施設及び備品整備費等に対する助成〕  簡易施設整備費、内装工事費、施設・機器賃借料、陳列棚、陳列ワゴン、コンテナ、のぼり、パネル、移動販売車、イートインコーナー整備、配送料、キャッシュレス決済機器導入費等  (6) 留意事項  ア 施設・機器の賃借料は全体事業費の３割までとする。  イ 配送料は全体事業費の３割までとする。  ウ 施設・機器賃借料及び配送料の両方を補助の対象とする場合は全体事業費の５割までとする。  (7)補助上限額 1,000千円 | １生産力強化支援事業  1/3以内  ２直売施設等整備事業  1/3以内(中山間地域※の事業実施主体が都市部に直売所を設置する場合1/2以内)  ※農業地域分類型区分における中間農業地域及び山間農業地域とする | 流通戦略課 | 地産地消班 |
|  | 13.県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進 | |
|  |  | Ⅱ県産県消の推進 |